

# I 調査研究の目的と方法

## 1 調査研究の目的

平成 18 年に改正された教育基本法では、近年の社会状況の変化を鑑み、子どもの教育において学校、家庭及び地域社会がそれぞれ責任を自覚し、相互の連携・協力を努めることを規定した。また、平成 20 年 2 月の中央教育審議会答申（「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」）では、社会全体の教育力の向上が取り上げられ、地域社会の教育力の向上のためには、家庭や地域と学校教育等の効果的な連携が大切であり、学校を拠点として地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組む必要があるとしている。さらに、同年 6 月に改正された社会教育法には、学校・家庭・地域の連携のために社会教育主事が、学校の求めに応じて助言を行うなど、社会教育行政が学校支援にも関わっていくという方針が示された。

この学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整えるために、国では平成 20 年度から 3 年間、「学校支援地域本部事業」を実施した。この事業では、学校と地域を結ぶために「地域コーディネーター」を配置して、地域住民が学校支援ボランティアとして活動するというシステムを整備し、学校教育の充実とともに生涯学習社会の実現と地域教育力の向上を図ることを目指してきた。

栃木県教育委員会では、平成 15 年から 4 年間に渡り「学校支援ボランティア活動促進事業」を実施し、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校支援ボランティアの活動の普及啓発に努めるなど、学校と地域が一体となった教育活動を推進してきた。また、平成 20 年度から開始された「学校支援地域本部事業」では、学校支援地域本部関係者研修の実施や各研修会の支援、関係資料の作成等を通して、その普及と促進に努めてきた。平成 22 年度の本県における実施本部数は、12 市町 65 か所であり、それぞれの地域や学校の実情に応じた取組を実践してきた。

栃木県総合教育センターでは、宇都宮大学生涯学習教育研究センターとの共同研究により、「地域と学校の連携」について、さまざまな視点から調査研究を重ねてきた。今年度は、国の委託事業として 3 か年実施してきた「学校支援地域本部事業」に焦点を当て、県内での事業の実施状況や県内外において、学校支援ボランティアによる活動が組織的、継続的に行われている地域の取組等について過去の調査研究から得られたデータ等との比較等も交えながら、この事業が「地域の教育力の向上」及び「学校を核とした地域づくり」という観点から地域社会にどのような影響を与えたかについて調査・分析し、よりよい地域と学校の連携の在り方や方策等について提言することを目的とする。